

2005年2月17日
JFEスチール株式会社

JFEスチール株東日本製鉄所（千葉地区）の環境問題について
- 千葉県・千葉市への報告書の提出について -

平成17年2月3日付けの文書「公害の防止に関する協定に基づく改善指示について」および「水質汚濁防止法第22条第1項の規定に基づく報告徴収について」により、千葉県および千葉市から、原因の究明および抜本的対策について、報告するようご指示を受けておりましたが、本日2月17日、千葉県および千葉市に報告文書を提出致しました。

このたびは、地元住民の皆様、県民・市民の皆様や、関係ご当局、ならびに関係各方面の方々のご信頼を裏切る事態を引き起こし、また多大なるご迷惑をお掛けし、心よりお詫び申し上げます。

今回の件を真摯に受け止め、環境管理体制の抜本的建直しをおこなうとともに、管理運営面および設備面における再発防止策を通じて二度とこのようなことを起こさぬよう、万全を尽くしてまいります。

環境保全是企業経営の最重要課題であるとの理念を確立するとともに、社会の一員として負うべき責任の重さを今一度噛み締め、原点に立ち返り、弊社全体で対策に全力を傾注し、社会的信頼の回復に努めてまいります。

以 上

千葉県・千葉市へのご報告の概要

本日2月17日、千葉県・千葉市に提出いたしました報告文書の概要は以下のとおりです。今後、県・市に報告書をご精査いただき、ご指導に従い、更なる改善に努めてまいります。

1. 東日本製鉄所（千葉地区）における環境管理体制の抜本的建直しのための方針

（1）原因および背景

今回の背景には以下の管理面での重大な問題があり、その責任を痛感しております。

水質管理における製鉄所経営面での管理上の問題として、水質管理について一人の担当者にあまりに任せすぎており、その上司から経営幹部にいたる管理者がその実態に気づいておらず、また、環境管理体制の弱体化を製鉄所の幹部が認識出来ていませんでした。

組織・人事上の問題として、環境管理部門の操業部門に対する指導力が低下していたという実態があり、人員配置についても十分とはいえない状況でありました。

（2）抜本的建直しのための方針

企業が存立するためには、社会から受け入れられ、社会との共存共栄を図り、企業としての社会的責任を果たすことが必要であり、なかでも環境、安全、コンプライアンスについての責務を全うすることが重要と認識しております。この考えを東日本製鉄所千葉地区の社員一人ひとりに浸透させるための諸施策を鋭意推進してまいります。

今回の問題は、千葉固有の問題ではありますが、全社的な最重要課題として捉え、全社的な環境保全意識のいっそうの高揚を図ってまいります。

以上の原因の究明を踏まえ、抜本的建直しのための方針に基づき、以下のとおり抜本的対策を実行いたします。

2. 抜本的な対策

（1）千葉地区における環境管理体制の抜本的見直し

環境管理部門の権限の強化

環境管理部を新たに設置し、最重要部門と位置付け、全所員の意識改革を図るとともに、操業部門に対する指導力を強化します。環境管理部の権限に操業停止命令を盛り込み、環境が全てに優先することを明確にしました。

環境管理部の機能強化

環境管理業務を担当するスタッフ、および現場を24時間体制でパトロールする人員を増強し、異常発生時の徹底的な原因追及と対策、および異常を未然に防止するための設備対応や管理強化を速やかに推進いたします。

異常監視の強化とタイムリーな対策・改善の実施

環境管理部から所長・副所長および操業部門に速やかに情報を伝達する仕組みを2月3日から運用しており、異常監視を強化するとともに、速やかに対策・改善を実施してまいります。

また、上記を確実に実行するため、排水口・排水溝(構内水質測定点)において、可能な分析項目については自動分析機によるオンライン測定を実施するとともに、製造部門においても自動分析機を導入し、より上流側でも異常監視を行ないます。

公害防止管理者の操業部門への配置およびコンプライアンスの再徹底

操業部門が高い環境保全意識を持ち自主的な環境管理を行なうことを目的として、国家資格である公害防止管理者の資格取得者を配置いたします。

また、環境保全意識・コンプライアンス意識が千葉地区に働く全社員に浸透するよう、教育・研修会を繰り返し実施します。

(2) 本社部門による定期監査・定期環境診断の実施

本社監査部による環境部門に対する業務監査の実施

監査部に環境専門の担当者を配置し、JFEスチールおよびグループ会社を対象とした監査を実施します。千葉地区は3ヶ月に1回の頻度で実施します。

定期環境診断の実施

本社副社長をリーダー、本社技術担当役員および各地区の経営幹部等をメンバーとする環境診断チームが、各事業場の環境保全に関する診断チェックをおこない、全社的な環境保全のレベルアップを図ります。

(3) 全社的な取り組み

環境管理諮問委員会を設置し、社外有識者に環境管理実態、環境対策、その実施内容および監査状況についての報告を行い、意見を求めることとします。

全エンジニアに公害防止管理者の国家試験受験を義務付けます。

企業の社会的責任(CSR)に、より徹底して取組むため、推進組織としてのCSR室を本社に設置します。

3. 排水溝における基準超過に関する原因と対策 (公害の防止に関する協定)

排水溝(構内排水測定点)における排出基準を超過した全物質(平成13~16年度)について、その原因と実施済の対策、および再発防止のための対策強化内容をご報告しました。

報告対象：シアン化合物、COD(化学的酸素要求量)、n-ヘキサン抽出物質、窒素含有量、りん含有量、SS(浮遊物質)、溶解性鉄

4. 排水口における基準超過に関する原因と対策（水質汚濁防止法）

排水口における排出基準を超過した全物質（平成13～16年度）について、その原因と実施済の対策、および再発防止のための対策強化内容をご報告しました。

報告対象：シアン化合物、六価クロム、COD(化学的酸素要求量)、高アルカリ水、フッ素、n-ヘキサン抽出物質、窒素含有量、SS(浮遊物質)

5. 排水口におけるシアン化合物の基準超過に関する原因と対策の概要は以下のとおりです。

(1) ダスト精錬炉（西6号排水口）での基準超過の原因と対策）

- ・ 1月22日以降ダスト精錬炉の操業を停止すると共に、周辺の堆積物除去・清掃を実施致しました。
- ・ 調査結果：循環水冷却塔からシアン化合物を含むミストが飛散して周辺の塵埃に付着し、その塵埃が降雨により雨水側溝に流出したこと、およびスラッジ脱水設備からの漏水が雨水側溝に流出したこと等が、原因と考えております。
*なお、平成10年に基準超過した際の対策は、確実に実行しており、今回の原因ではないことを確認しております。
- ・ 対策：循環水冷却塔にミスト飛散防止設備を設置すること、スラッジ脱水設備に流出防止施設を設置すること等の対策を実施するとともに、雨水処理(シアン化合物の処理)設備を設置いたします。

(2) ダスト精錬炉の脱水スラッジ（西7号排水口）での基準超過の原因と対策）

- ・ 調査結果：リサイクルのため原料ヤードに仮置していた脱水スラッジから、降雨によりシアン化合物が雨水側溝に流出したことが原因と考えております。
- ・ 対策：流出防止対策を施した施設に保管するか、仮置きせず直接リサイクルを行なうことにより流出を防止します。

(3) コークス炉関連の活性汚泥処理施設（新中1号排水口）での基準超過の原因と対策）

- ・ 調査結果：凝集沈殿濾過によるシアン化合物除去率が一時的に低下したことが原因と考えております。
- ・ 対策：活性汚泥処理設備の管理強化を行なうとともに、砂濾過塔、活性炭吸着塔を増設し、水処理能力を強化致します。

以上